



2025 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 南都銀行
代表者名 取締役頭取 石田 諭
(コード番号 8367 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員経営企画部長 小柳 雅則
(TEL. 0742-27-1552)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分概要

(1) 処分期日	2025 年 6 月 4 日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 272,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,670 円
(4) 処分総額	998,240,000 円
(5) 処分予定先	・日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口） 12,000 株（44,040,000 円） ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口） 260,000 株（954,200,000 円）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当行は、2021 年より当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）を対象として、B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、「B I P 信託」という。）の仕組みを活用した「業績連動型株式報酬制度」を導入しておりますが、当該制度の対象を拡大し、当行の執行役員も含めるようにすることを決定しております。

また、当行ならびに当行グループ会社（以下、「対象会社」という。）の従業員（以下、「従業員」という。）を対象として、E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託の仕組みを活用した「株式報酬制度」の導入を決定いたしました。

なお、B I P 信託の概要は、2021 年 5 月 14 日公表の「「株式報酬型ストック・オプション制度」の廃止および「業績連動型株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」および 2024 年 5 月 10 日公表の「役員報酬制度改定に関するお知らせ」、ならびに 2025 年 5 月 9 日公表の「「業績連動型株式報酬制度」の制度対象者拡大および B I P 信託による株式追加取得に関するお知らせ」をご参照ください。また、E S O P 信託の概要は、2025 年 5 月 9 日公表の「従業員向け「株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P 信託の対象者の拡大および E S O P 信託の導入に伴い、当行が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する B I P 信託契約および E S O P 信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株

式付与E S O P信託口) に対し、株式報酬としての自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、B I P信託およびE S O P信託の株式交付規程に基づき信託期間中に取締役および執行役員、ならびに従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2025年3月31日現在の発行済株式総数33,025,656株に対し0.82% (小数点第3位を四捨五入、2025年3月31日現在の総議決権個数313,579個に対する割合0.87%) となります。

本自己株式処分による当行株式はB I P信託およびE S O P信託の株式交付規程に従い取締役および執行役員ならびに従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

<各信託の概要>

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	(B I P信託) 取締役および執行役員に対するインセンティブの付与 (E S O P信託) 従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当行
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	各信託対象者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当行と利害関係のない第三者 (公認会計士)
信託契約日	(B I P信託) 2021年8月2日 (E S O P信託) 2025年5月30日 (予定)
信託の期間	(B I P信託) 2021年8月2日~2027年8月31日 (E S O P信託) 2025年5月30日~2028年8月31日 (予定)
制度開始日	(B I P信託) 2021年8月2日 (E S O P信託) 2025年5月30日 (予定)
議決権行使	(B I P信託) 行使しないものとします。 (E S O P信託) 受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の 指図に従い、当行株式の議決権を行使いたします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日 (2025年5月8日) の株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」という。) における当行株式の終値である3,670円としております。取締役会決議日の前営業日を採用することにいたしましたのは、取締役会決議日直前の市場価格であり、処分価額として合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当行の監査等委員会 (3名で構成、うち2名が社外取締役) が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上